三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号の表第三十二号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十五号によつて算定した額を控除した額とする。

四十　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十一　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十八　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号の表第三十二号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十九　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十七号によつて算定した額を控除した額とする。

四十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。